

シェアオフィスハニーコムコム
駐車場利用契約書

本利用規約は、貸主シェアオフィスハニーコムコム(以下、甲)の駐車場契約について定めるものです。借主(以下、乙)ご契約に際しては、本規約を確認の上同意し、契約をお願いします。

第1条(賃貸借の目的)

甲と乙は表記駐車場(以下「本物件」という)を表記の車輛の駐車を目的として賃貸借する。なお、乙は原則個室レンタルスペース契約者(以下「個室契約者」という)を対象とする。

第2条(賃貸借期間)

本契約の期間は表記のとおりとする。但し、期間満了までに甲乙協議して、更新契約書を作成し、本契約を更新できる。なお、個室契約者から車両駐車の申し入れがあった場合、乙は第9条に準じる。

第3条(賃料)

乙は毎月表記の期日までに翌月分を甲の指定する表記の方法により支払う。但し、1ヶ月に満たない期間の賃料は日割計算とし、賃料を改定した場合も同様とする。

- 2 賃料は契約期間中であっても、経済情勢、近隣相場、本物件の状況等により不相当となった場合は、甲乙協議して増減できる。
- 3 乙が賃料の支払いを遅延した時は、これに年率14.5%の遅延損害金を加えて乙は甲に支払わなければならない。

第4条(消費税)

乙は法令の定めるところに従い、消費税及び地方消費税を支払うものとする。なお、契約期間中に税法改正による税率変動があった場合、変動後の税率による。

第5条(反社会的勢力の排除)

甲および乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
- ② 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
- ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- ④ 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為

イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、もしくは信用を毀損する行為

- 2 甲または乙の一方について、上記のいずれかに反する場合には、その相手方は、何らの催告なしで本契約を解除することができる。

第6条(禁止行為)

乙の車輛は本契約での指定の位置以外に駐車してはならない。なお、通路は常時十分に空け、他の車輛の出入りを妨げてはならない。

- 2 乙は甲に無断で本契約で指定した車輛以外の車輛を駐車したり、物品を置いたりしてはならない。
- 3 乙は甲に無断で本物件の原状を変更してはならない。
- 4 乙は美観を保って本物件を清潔に使用し、本物件についてゴミ等の投棄、危険物または薬物等の持ち込み、隣地境界の侵害及び近隣の迷惑となる行為を行ってはならない。

- 5 本契約に基づく賃借権の譲渡、または転貸を行ってはならない。

第7条(損害負担の帰属)

乙の車輛に対し、本物件内で他車輛による事故、天災等による損害または火災、盗難等の損害が発生しても、甲は乙に一切の責を負わない。

- 2 乙または乙の代理人、使用者、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由により、本物件または隣地もしくはそれらの施設あるいは本駐車場内の他車輛に損害を与えたときは、乙は速やかにその旨を甲または相手方に通知し、その損害を賠償しなければならない。

第8条(契約解除)

乙が本契約の定めもしくは甲または甲の指定する者の定めた管理規約に違反した場合は、甲は直ちに本契約を解除できる。この場合、乙は即時本物件を明け渡さなければならない。なお、これによって生じた甲の損害について、乙は賠償しなければならない。

- 2 万一1ヶ月であっても乙が賃料等を滞納した場合は、敷金等の有無にかかわらず、甲は催告なしで本契約を解除できる。

第9条(契約の終了)

甲または乙が本契約を解約・解除または期間満了により終了しようとする時は、甲乙ともに1ヶ月前までに相手方に通告しなければならない。

第10条(明け渡し義務)

乙は本契約終了後、直ちに本物件を甲に完全に明け渡し、もし乙が乙の車輛、物品等を残置した場合は、甲が乙の費用負担でこれを任意に処分しても、乙は一切異議を唱えることができない。

- 2 本契約終了後も乙が本物件を甲に完全に明け渡さない場合は、乙は契約終了の翌日から明け渡しの完了した日まで、賃料相当額の2倍の損害金を甲に支払わなければならない。